

じねんりゅうのかい
一般社団法人自然流の会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 当法人は、一般社団法人自然流の会（以下、「本会」という。）と称し、事務局を神奈川県藤沢市藤沢 607-1 藤沢商工会館 SFICNo.9 林業サプライチェーン研究所内に置く。

(会員)

第2条 当法人の会員は個人及び法人をもって組織し、加入単位は個人または団体とする。

(目的)

第3条 当法人は、自然・環境・健康を軸に森林文化を継承し、天然素材の利用を社会に普及し、暮らしに安全安心を提供し次世代につなげることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 自然・環境・健康の各専門部会等を設置する。
2. 「自然流健康の家」を社会に普及させ、天然素材利用による安全安心な暮らしを提供する。
3. 人々が健康に暮らせる社会の実現に向けた啓蒙、啓発活動を行う。
4. 低炭素社会の実現に向け、エコ診断、地球温暖化対策等の推進により環境社会に貢献する。
5. 商材やノウハウの調達、研究開発ならびに製造、販売を行う。
6. インターネットやクラウドシステムを利用した情報サービスを行う。
7. その他、目的を達成するために必要なこと。

第2章 役員

(役員の種類)

第5条 当法人に次の役員を置く

- | | |
|----------|----|
| 1. 代表理事 | 1名 |
| 2. 副代表理事 | 1名 |
| 3. 専務理事 | 1名 |
| 4. 事務局長 | 1名 |
| 5. 会計 | 1名 |
| 6. 監事 | 1名 |

2前項の役員は総会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 代表理事は、会を代表して会務を総括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときの職務を代理する

3 代表理事を除く理事は業務執行理事とする。

4 専務理事は会の事務局長の職務を執行する、不在時は代表理事が任命する。

5 会計は、会の会計事務を処理する。

6 監事は、次の職務を行う。

① の会計事務を監査すること。

② 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。

また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。(ただし、再任を妨げない。)

(2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。)

第3章 総会

(総会の種類)

第8条 総会は、通常会員総会及び臨時会員総会とする。

2 通常会員総会は、毎年5月に開催する。

3 臨時会員総会は、代表理事が必要と認めるとき、全会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に招集することができる。

(総会の招集)

第9条 総会は、代表理事が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の7日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、代表理事が議長になり、次に掲げる事項を審議し、決議する。

① 事業計画、事業報告に関する事項

② 予算、決算に関する事項

③ 役員を選任及び解任に関する事項

④ 会則等の改正に関する事項

⑤ 運営会議で審議を要する必要がある事項

⑥ フェアーなどの出展に関する事項

⑦ その他の重要事項

(総会の定足数)

第11条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。(ただし、委任状を提出し

た会員は、出席者とみなすものとする。)

(総会の決議)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む。）
- ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
- ④ 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第14条 当法人の中に役員会を置く。

2 役員会は、第6条で定める役員（ただし、監事を除く。）をもって構成する。

(役員会の招集)

第15条 役員会は、代表理事が議長となり、次に掲げる事項を審議し、決議する。

- ① 総会に付すべき事項
- ② 総会において議決された事項の執行に関する事項
- ③ その他総会において議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第17条 当法人の経費は、会の入会金及び会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第18条 会員は入会金：5,000円、会費：年額12,000円（一口以上）を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

2 入会の場合

- ① 入会金：5,000円（当会則施行以前の入会会員は徴収しないものとする）
- ② 会費：12,000円（入会月は次にくる1日を加入応答月とし次にくる3月31日（期末）までの残余月数×1,000円を新年度会費とする。）

③ 家庭エコ診断制度運営委員会認定の神奈川県うちエコ診断協会の運営に関し、診断士登録を受け入れる場合は、家庭エコ診断制度運営委員会の規程に沿った入会制度を別途設けることとする。

3 退会の場合はその理由の如何を問わず返還されないものとする。

(事業年度及び会計年度)

第19条 会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第20条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第21条 収支計算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(付則)

この会則は、平成26年8月1日から施行する。